

体幹機能障害

体幹機能障害者は、脊髄損傷や頸椎損傷の後遺症などによる体幹（頸部、胸部、腹部及び腰部）の機能障害により、体位の保持等に困難を生じるものを言うが、一般的には、体幹のみならず四肢にも何らかの障害が及んでいる場合が多く、下肢や上肢（特に下肢）との重複障害を持っているものがかなり多く含まれている可能性がある。

<1 級>

1 級の体幹機能障害者は、定義上では腰掛け、正座、横座り及びあぐらのいずれの状態でも“座っている”ことが出来ない状態にあるものとされているが、上述したことを考慮すると、必ずしも全てが座ることが全く出来なかったり、歩行が完全に不可能な人ばかりではなく、むしろ下肢等の障害との重複によって結果的に1 級と判定されている場合や、姿勢の維持のための装具（コルセット）を使用している場合が多いと考えられる。事実、雇用に際して企業が考慮している配慮内容の中にも、『体格にあった椅子の支給』とか、『足を伸ばして休めるように休憩室に畳の部分を設置する』といった座業の可能性を前提にしたものがある。また、車椅子用のトイレの設置、廊下や玄関等の段差の解消、ドアの改善といった、主に車椅子の利用者を想定した配慮が比較的多くなっている。それ以外では、事務職では、教育・訓練におけるマンツーマンの実務指導、技能工・生産工では、医師や保健婦による健康相談の実施や作業環境温度の調整など健康管理への配慮、作業テーブル・台・机の改善が比較的多い。

<2 級>

2 級の体幹機能障害者は、10 分間以上座位または起立位を保つことが出来ないものと定義されているが、これも1 級の場合と同様に下肢等の障害の重複の可能性と、装具の使用により、定義によりも能力障害は小さい場合が多いと考えられる。いずれにしても2 級の体幹機能障害者の多くが移動や歩行に必要な機能に何らかの障害を有しているため、企業の配慮も、段差の解消、余裕を持って移動できる通路の確保、手すり、自動ドアの設置、トイレの改善といった移動や立位の保持に関連する配慮内容が比較的多く見られるなど、ほぼ1 級に準じたものとなっている。また、通勤への配慮（送迎バス、自家用自動車通勤）、残業規制等労働条件への配慮、教育訓練等への配慮も多くなっている。

<3 級、5 級>

3 級と5 級の体幹機能障害者は、3 級が100m 以上の歩行、もしくは片脚による起立位保持が全く不可能なもの、5 級は2 km 以上の歩行が不能のものと定義されている。企業の配慮内容としては、3 級では、通勤への配慮等、障害に特有と考えられる事項への配慮も多くなっているが、総じてレクリエーション、ミーティング、懇親会への参加といったコミュニケーションへの配慮や、残業の規制、相談員の専任・配置といった一般的な配慮内容が比較的多くなっている。

【体幹 1級 総括表】

体幹障害1級

事務的職業の場合 (人数14人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 室内出入口の改善	7	50%	段差の解消(スロープの設置等) ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	4	29%
2 便所の改善	7	50%	障害者用トイレの設置 車椅子用のトイレの設置 出入口のスロープ、個室のドア、便器、手流場、緊急時用電話 洋式トイレの設置	3	21%
3 玄関等のアプローチの改善	6	43%	段差の解消(スロープの設置等)	6	43%
4 障害者への教育・訓練	6	43%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導 安全教育の実施 入社直後一定期間メーカー技術者が指導	4	29%
5 廊下・通路の改善	6	43%	エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等) 余裕をもって移動できる通路の確保 一部に手すりを設置	3	21%
6 コミュニケーションへの配慮	4	29%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	4	29%
7 健康管理への配慮	4	29%	時間内通院の許可 医師、保健婦等による健康談話の聴取 診療センターの拡張	2	14%
8 管理職及び職員の教育、啓蒙	3	21%	管理者自らが、障害者に対して深い理解をもって接している 管理職に対し、障害の種類・程度等を説明 行政等の実施する研修、講習会に参加	1	7%
9 作業テーブル・台・机の改善	3	21%	高低回転が自由にできる椅子を支給 専用テーブルの設置 体格に合った机、椅子を支給	1	7%
10 通勤への配慮	3	21%	タクシーを利用 駐車場の確保	1	7%
11 避難施設の改善	3	21%	避難時の介助者の指定 脱出用スベリ台、非常扉を設置	2	14%
12 労働条件への配慮	3	21%	能力・体力に応じた職場配置 残業の規制	1	7%
13 家族との連携	2	14%	電話、文書等で連絡、連携を図る	2	14%
14 休憩・休養室等の改善	2	14%	足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む) 食堂の利用時間を30分早くし、介添者を決めている	1	7%
15 勤務時間	2	14%	在宅勤務 人工透析の時間に合せている(腎障害合併)	1	7%
16 住宅への配慮	2	14%	会社の近隣に住居を幹施 自宅が遠い社員には、会社近くのアパートを一緒に探している	1	7%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

作業室はすべて2重床にして配線を収納(安全設備の改善)
机の高さを低くして仕事をしやすく改造(就労機器(事務機器)の改善)

〔体幹 1級 詳細表〕

体幹障害1級

事務的職業

件数 67

人数 14

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	33			
便所の改善	7	50.0%	障害者用トイレの設置 車椅子用のトイレの設置 出入口のスロープ、個室のドア、便器、手流場、緊急時用電話 洋式トイレの設置	3 2 1 1
玄関等のアプローチの改善	6	42.9%	段差の解消(スロープの設置等)	6
廊下・通路の改善	6	42.9%	エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等) 余裕をもって移動できる通路の確保 一部に手すりを設置	3 2 1
室内出入口の改善	7	50.0%	段差の解消(スロープの設置等) ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	4 3
駐車施設の改善	1	7.1%	専用駐車場の設置	1
避難施設の改善	3	21.4%	避難時の介助者の指定 脱出用スベリ台、非常扉を設置	2 1
休憩・休養室等の改善	2	14.3%	足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む) 食堂の利用時間を30分早くし、介添者を決めている	1 1
建物に関する他の改善	1	7.1%	火災報知用ランプの設置	1
作業の改善	5			
作業テーブル・台・機の改善	3	21.4%	高低回転が自由にできる椅子を支給 専用テーブルの設置 体格に合った机、椅子を支給	1 1 1
安全設備の改善	1	7.1%	作業室はすべて2重床にして配線を収納	1
就労機器(事務機器)の改善	1	7.1%	机の高さを低くして仕事をしやすく改造	1
その他の労働環境への配慮	30			
勤務時間	2	14.3%	在宅勤務 人工透析の時間に合せている(腎障害の合併)	1 1
通勤への配慮	3	21.4%	タクシーを利用 駐車場の確保	1 1
住宅への配慮	2	14.3%	会社の近隣に住居を幹施 自宅が遠い社員には、会社近くのアパートを一緒に探している	1 1
家族との連携	2	14.3%	電話、文書等で連絡、連携を図る	2
相談員、カウンセラーの配置	1	7.1%	障害者職場生活相談員の選任、配置	1
健康管理への配慮	4	28.6%	時間内通院の許可	2

[体幹 1級 詳細表]

			医師、保健婦等による健康談話の聴取	1
			診療センターの拡張	1
労働条件への配慮	3	21.4%	能力・体力に応じた職場配置	2
			残業の規制	1
コミュニケーションへの配慮	4	28.6%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	4
管理職及び職員の教育、啓蒙	3	21.4%	管理者自らが、障害者に対して深い理解をもって接している	1
			管理職に対し、障害の種類・程度等を説明	1
			行政等の実施する研修、講習会に参加	1
障害者への教育・訓練	6	42.9%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	4
			安全教育の実施	1
			入社直後一定期間メーカー技術者が指導	1

【体幹 1級 総括表】

体幹障害1級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合（人数10人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 健康管理への配慮	4	40%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 冬季間の作業環境温度の調整 1年を通じてトータルヘルスプランを受けることができるように配慮	2	20%
2 作業テーブル・台・機の改善	4	40%	高低回転が自由にできる椅子を支給 作業テーブル等を作業し易い高や広さに調整 作業テーブル等を車椅子利用者が作業し易い高さ及び広さに調整	1	10%
3 便所の改善	4	40%	車いすで座られる作業机に替えた。 車椅子用のトイレの設置 手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 障害者用トイレの設置	1	10%
4 廊下・通路の改善	3	30%	洋式トイレの設置 手すりの設置 段差の解消（スロープの設置等）	1	10%
5 コミュニケーションへの配慮	2	20%	余裕をもって移動できる通路の確保 レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1	10%
6 駐車施設の改善	2	20%	社内報、健康新聞、通知等は専用の連絡棚を利用 社屋に近い場所に駐車場（駐車スペース）を設置 専用駐車場の設置	1	10%
7 家族との連携	1	10%	電話、文書等で連絡、連携を図る	1	10%
8 休憩・休養室等の改善	1	10%	足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置（和室の設置も含む）	1	10%
9 勤務時間	1	10%	在宅勤務	1	10%
10 建物に関する他の改善	1	10%	在宅で作業が出来るようにした	1	10%
11 玄関等のアプローチの改善	1	10%	段差の解消（スロープの設置等）	1	10%
12 作業工程の改善	1	10%	立ち作業を減らす	1	10%
13 室内出入口の改善	1	10%	段差の解消（スロープの設置等）	1	10%
14 就労機器（事務機器）の改善	1	10%	OA機器（パソコン、ワープロ等）の導入	1	10%
15 住宅への配慮	1	10%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1	10%
16 障害者への教育・訓練	1	10%	アビリティ教育	1	10%
17 新規に職域を拡大	1	10%	生産管理のOA化を進め部品置き場の進捗状況管理	1	10%
18 相談員、カウンセラーの配置	1	10%	常勤の看護婦が健康相談を受ける	1	10%
19 通勤への配慮	1	10%	自家用自動車通勤を許可	1	10%
20 労働条件への配慮	1	10%	在宅就労	1	10%

〔体幹 1 級 詳細表〕

体幹障害1級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 33
人数 10

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	13			
便所の改善	4	40.0%	車椅子用のトイレの設置 手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 障害者用トイレの設置 洋式トイレの設置	1 1 1 1
玄関等のアプローチの改善	1	10.0%	段差の解消(スロープの設置等)	1
廊下・通路の改善	3	30.0%	手すりの設置 段差の解消(スロープの設置等) 余裕をもって移動できる通路の確保	1 1 1
室内出入口の改善	1	10.0%	段差の解消(スロープの設置等)	1
駐車施設の改善	2	20.0%	社屋に近い場所に駐車場(駐車スペース)を設置 専用駐車場の設置	1 1
休憩・休養室等の改善	1	10.0%	足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む)	1
建物に関する他の改善	1	10.0%	在宅で作業が出来るようにした	1
作業の改善	7			
作業テーブル・台・机の改善	4	40.0%	高低回転が自由にできる椅子を支給 作業テーブル等を作業し易い高や広さに調整 作業テーブル等を車椅子利用者が作業し易い高さ及び広さに調整 車いすで座られる作業机に替えた	1 1 1 1
作業工程の改善	1	10.0%	立ち作業を減らす	1
就労機器(事務機器)の改善	1	10.0%	OA機器(パソコン、ワープロ等)の導入	1
新規に職域を拡大	1	10.0%	生産管理のOA化を進め部品置き場の進捗状況管理	1
その他の労働環境への配慮	13			
勤務時間	1	10.0%	在宅勤務	1
通勤への配慮	1	10.0%	自家用自動車通勤を許可	1
住宅への配慮	1	10.0%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
家族との連携	1	10.0%	電話、文書等で連絡、連携を図る	1
相談員、カウンセラーの配置	1	10.0%	常勤の看護婦が健康相談を受ける	1
健康管理への配慮	4	40.0%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 冬季間の作業環境温度の調整 1年を通じてトータルヘルスプランを受けることができるように配慮	2 1 1
労働条件への配慮	1	10.0%	在宅就労	1
コミュニケーションへの配慮	2	20.0%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1

〔体幹 1 級 詳細表〕

			社内報、健康新聞、通知等は専用の連絡棚を利用	1
障害者への教育・訓練	1	10.0%	アビリティ教育	1

【体幹 2級 総括表】

体幹障害2級

事務的職業の場合 (人数37人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	13	35%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	11	30%
2 通勤への配慮	11	30%	自家用自動車通勤を許可 駐車場の確保	6	16%
3 便所の改善	10	27%	障害者用トイレの設置 洋式トイレの設置	5	14%
4 労働条件への配慮	10	27%	残業の規制 重量物運搬等、体力を要する作業の規制	2	5%
5 相談員、カウンセラーの配置	9	24%	上司、事務長などが適宜相談を受ける 障害者職場生活相談員の選任、配置	5	14%
6 障害者への教育・訓練	8	22%	OJTを基本にした職場教育 業務についての研修会を実施	2	5%
7 室内出入口の改善	7	19%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 段差の解消(スロープの設置等)	5	14%
8 廊下・通路の改善	7	19%	余裕をもって移動できる通路の確保 手すりの設置	2	5%
9 管理職及び職員の教育、啓蒙	6	16%	(安全衛生への配慮等)		
10 健康管理への配慮	6	16%	(医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施等)		
11 玄関等のアプローチの改善	6	16%	段差の解消(スロープの設置等)	6	16%
12 駐車施設の改善	6	16%	専用駐車場(駐車スペース)の確保	4	11%
13 家族との連携	5	14%	電話、文書等で連絡、連携を図る	3	8%
14 勤務時間	5	14%	フレックスタイム制	3	8%
15 作業テーブル・台・機の改善	5	14%	体格に合った机、椅子を支給	3	8%
16 就労機器(事務機器)の改善	4	11%	OA機器(パソコン、ワープロ等)の導入	3	8%
17 職場介助者等作業補助者の配置	4	11%	職場長や同僚が必要に応じて作業補助を行なう	2	5%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- 避難時の介助者の指定(避難施設の改善)
- 足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む)(休憩・休養室等の改善)
- カーペットを入れて、身体を冷やさないように配慮(休憩・休養室等の改善)
- 歩行に危険がないように通路を整理した(安全設備の改善)
- 事業所に近い所で、車イスで生活可能な社宅を貸与(住宅への配慮)

[体幹 2級 詳細表]

体幹障害2級

事務的職業

件数 134

人数 37

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	42			
便所の改善	10	27.0%	障害者用トイレの設置 洋式トイレの設置 戸を車イスでも入れるように改善した 手摺の設置	5 3 1 1
玄関等のアプローチの改善	6	16.2%	段差の解消(スロープの設置等)	6
廊下・通路の改善	7	18.9%	余裕をもって移動できる通路の確保 手すりの設置 エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等) 階段の段差を低くした	3 2 1 1
室内出入口の改善	7	18.9%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 段差の解消(スロープの設置等)	5 2
駐車施設の改善	6	16.2%	専用駐車場(駐車スペース)の確保 社屋に近い場所に駐車場(駐車スペース)を設置 駐車場、職場間の段差解消	4 1 1
避難施設の改善	3	8.1%	避難時の介助者の指定	3
休憩・休養室等の改善	3	8.1%	足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む) カーペットを入れて、身体を冷やさないように配慮	2 1
作業の改善	14			
作業テーブル・台・机の改善	5	13.5%	体格に合った机、椅子を支給 作業テーブル等を作業し易い高や広さに調整 専用ロッカー購入	3 1 1
作業工程の改善	1	2.7%	階段では作業をさせないようにした	1
安全設備の改善	1	2.7%	歩行に危険がないように通路を整理した	1
就労機器(事務機器)の改善	4	10.8%	OA機器(パソコン、ワープロ等)の導入 ヘッドホンに電話機を接続、プッシュボタンで聴取するように改造	3 1
新規に職域を拡大	3	8.1%	嘱託より社員に採用 設備点検作業 本人の適性と体力をみながら軽作業の一工程を任せる	1 1 1
その他の労働環境への配慮	86			
勤務時間	5	13.5%	フレックスタイム制 残業・夜間勤務の規制 労働時間短縮	3 1 1
通勤への配慮	11	29.7%	自家用自動車通勤を許可 駐車場の確保 ラッシュ・アワーを避けた勤務時間の設定 通勤用送迎バスを使用	6 3 1 1
住宅への配慮	1	2.7%	事業所に近い所で、車イスで生活可能な社宅を貸与	1

〔体幹 2 級 詳細表〕

家族との連携	5	13.5%	電話、文書等で連絡、連携を図る 会社の行事に家族を招待 緊急時の連絡方法をマニュアル化	3 1 1
相談員、カウンセラーの配置	9	24.3%	上司、事務長などが適宜相談を受ける 障害者職場生活相談員の選任、配置 医務室を設置して看護婦を常駐させている 障害者職場定着推進チームの設置	5 2 1 1
健康管理への配慮	6	16.2%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 医務室を利用し易くして、相談員との交流を活発にしている 勤務時間内に社内の診療所において定期的に治療を受けている 勤務室を医務室と同一フロアにした 月一回の定期健診を実施 時間内通院の許可	1 1 1 1 1 1
労働条件への配慮	10	27.0%	残業の規制 重量物運搬等、体力を要する作業の規制 重量物の運搬は一般社員が協力 出勤時間を遅くしている 大学の夜間部へ通学のため短時間勤務にしている 適応職種の継続 能力・体力に応じた職場配置 労働時間短縮、残業の規制	2 2 1 1 1 1 1 1
コミュニケーションへの配慮	13	35.1%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 常に勤務状態等を観察して声をかけるようにしている 上司や生活相談員が随時コミュニケーションに努める	11 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	4	10.8%	職場長や同僚が必要に応じて作業補助を行なう 障害に応じて配慮している 特定の社員を作業指導員として配置	2 1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	6	16.2%	安全衛生への配慮を怠らないよう指示 系列部門所属長への適時啓蒙活動 健全者と区別せずに平等に扱うように指示 社是として福祉推進をかけたっている 社長や人事担当取締役が部課長会議等で障害者雇用管理方針を指示 障害者に関する刊行物等の購読	1 1 1 1 1 1
障害者への教育・訓練	8	21.6%	OJTを基本にした職場教育 業務についての研修会を実施 先輩や上司がマンツーマンで実務指導	5 2 1

【体幹 2級 総括表】

体幹障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合（人数40人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	23	58%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	21	53%
2 障害者への教育・訓練	16	40%	(先輩や上司によるマンツーマン指導等)		
3 相談員、カウンセラーの配置	16	40%	障害者職場生活相談員の選任、配置	7	18%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	7	18%
4 廊下・通路の改善	15	38%	余裕をもって移動できる通路の確保	9	23%
			エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等)	4	10%
5 労働条件への配慮	14	35%	残業の規制	3	8%
			重量物運搬等、体力を要する作業の規制	3	8%
6 管理職及び職員の教育、啓蒙	13	33%	行政等の実施する研修、講習会に参加	5	13%
7 通勤への配慮	13	33%	通勤用送迎バスを使用	3	8%
8 家族との連携	12	30%	電話、文書等で連絡、連携を図る	6	15%
9 便所の改善	12	30%	障害者用トイレの設置	7	18%
10 室内出入口の改善	11	28%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	6	15%
			段差の解消(スロープの設置等)	4	10%
11 健康管理への配慮	11	28%	医師、保健婦等による健康談話の聴取	3	8%
12 駐車施設の改善	11	28%	社屋に近い場所に駐車場(駐車スペース)を設置	4	10%
			専用駐車場の設置	3	8%
13 作業テーブル・台・機の改善	10	25%	(高低回転が自由にできる椅子の支給等)		
14 玄関等のアプローチの改善	9	23%	段差の解消(スロープの設置等)	9	23%
15 建物に関する他の改善	7	18%	(エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等)等)		
16 住宅への配慮	7	18%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	4	10%
17 安全設備の改善	4	10%	(テレビカメラの設置等)		
18 休憩・休養室等の改善	4	10%	休憩室・静養室の設置	3	8%
19 勤務時間	4	10%	フレックスタイム制	3	8%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- 段差の解消(スロープの設置等) (玄関等のアプローチの改善)
- 車椅子使用者用体重計配置 (建物に関する他の改善)
- 洗面所の鏡を車イス使用者が見えやすいよう傾斜をつけた (建物に関する他の改善)
- 担当の仕事を一階フロア内で行なうように配慮 (建物に関する他の改善)
- 社宅を障害者用に改造(階段手すり、便所・洗面所、浴場等) (住宅への配慮)
- 避難時の介助者の指定 (避難施設の改善)
- 組立完了時のパレット送りスイッチを指で操作可能に改善 (作業工程の改善)

[体幹 2級 詳細表]

体幹障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 220
人数 40

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	71			
便所の改善	12	30.0%	車椅子用のトイレの設置 障害者用トイレの設置 洋式トイレに取手を取付た 肢体身障者に対応した手すりの設置及び温水洗浄便座の取付け 手摺の設置 洋式トイレの設置	4 3 2 1 1 1
玄関等のアプローチの改善	9	22.5%	段差の解消(スロープの設置等)	9
廊下・通路の改善	13	32.5%	余裕をもって移動できる通路の確保 エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等) 手すりの設置	9 2 2
室内出入口の改善	11	27.5%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 段差の解消(スロープの設置等) 車イスで出入可能とした	6 4 1
駐車施設の改善	11	27.5%	社屋に近い場所に駐車場(駐車スペース)を設置 専用駐車場の設置 駐車場、職場間の段差解消 屋根つき専用駐車場(雨天の場合に配慮) 会社敷地内の駐車を許可 通勤用駐車場を新設	4 2 2 1 1 1
避難施設の改善	2	5.0%	避難時の介助者の指定	2
休憩・休養室等の改善	4	10.0%	休憩室・静養室の設置 車椅子を使用して利用出来るように配慮	3 1
建物に関する他の改善	9	22.5%	エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等) 車椅子使用者用体重計配置、下肢障害者向けシャワー室設置 一部吹付塗装をしているので 吸排気のブースを新設した 職場の4S徹底、社内安全衛生委員の定期的巡視 製品箱の取り出し器具の設置 洗面所の鏡を車イス使用者が見えやすいよう傾斜をつけた 担当の仕事を一階フロアー内で行なう様配慮	2 2 1 1 1 1 1
作業の改善	17			
作業テーブル・台・機の改善	10	25.0%	高低回転が自由にできる椅子を支給 作業テーブル等を車椅子利用者が作業し易い高さ及び広さに調整 機械を車いすで操作できるよう改良 座って作業出来る様に改善 坐高に応じたテーブル、机、台の設置 作業椅子の背もたれの角度を改善し、長時間作業の負担を軽減した 製品送り出しテーブルの設置 専用テーブルの設置	2 2 1 1 1 1 1 1
作業工程の改善	2	5.0%	障害の程度に応じて工程を改善 組立完了時のパレット送りスイッチを指で操作可能に改善	1 1

[体幹 2級 詳細表]

安全設備の改善	4	10.0%	作業場に紙類が散在しているので火災防止のためエアコンを導入 テレビカメラを設置し、安全確保に配慮 作業場所に非常スイッチを設置	2 1 1
就労機器(製造部門機器)の改善	1	2.5%	電算写植を本人が操作し易いように改善した	1
その他の労働環境への配慮				
勤務時間	4	10.0%	フレックスタイム制 労働時間短縮	3 1
通勤への配慮	13	32.5%	通勤用送迎バスを使用 自宅に近い現場に配属 本人に通勤経路を申告させる 屋根つき専用駐車場(雨天の場合に配慮) 自家用自動車通勤を許可 専用駐車場の設置 送迎バスルートの変更 駐車場の確保 駐車場料金の一部援助	3 2 2 1 1 1 1 1 1 1
住宅への配慮	7	17.5%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 福祉ホームの活用 社宅を障害者用に改造(階段手すり、便所・洗面所、浴場等)	4 2 1
家族との連携	12	30.0%	電話、文書等で連絡、連携を図る 連絡網の整備 会社の行事に家族を招待 緊急時の連絡体制の確立 緊急時の連絡体制の確立(連絡先の登録等) 入社後一定期間、家庭との連携を密にした	6 2 1 1 1 1 1
相談員、カウンセラーの配置	16	40.0%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける 専任のカウンセラーを配置	7 7 2
健康管理への配慮	11	27.5%	医師、保健婦等による健康談話の聴取 ラジオ体操実施 医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 看護婦の常駐 顔色や作業態度等、日常的な観察で健康状態をチェック 工場内の診察所を相談窓口指定 時間内通院の許可 年2回定期健康診断	3 2 1 1 1 1 1 1
労働条件への配慮	14	35.0%	残業の規制 重量物運搬等、体力を要する作業の規制 交通事故で頭を打っているので安全面で特に留意している 座ったまま出来る業務が中心の職場に配属 出勤時間を遅くしている 障害が影響しない業務に配属 賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給 冬期間の通勤が難しいとの事なので、積雪期間は休業している 能力・体力に応じた職場配置 労働時間の短縮	3 3 1 1 1 1 1 1 1 1
コミュニケーションへの配慮	23	57.5%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	21

[体幹 2級 詳細表]

			障害者が自由に意見を言えるムードづくりに配慮	1
			上司や生活相談員が随時コミュニケーションに努める	1
職場介助者等作業補助者の配置	3	7.5%	職場長や同僚が必要に応じて作業補助を行なう 特定の社員を作業指導員として配置	2 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	13	32.5%	行政等の実施する研修、講習会に参加 ミーティング等で、障害者理解を促進 定期的に障害者施設との交流会を実施 社長や人事担当取締役が部課長会議等で障害者雇用管理方針を指示 障害者雇用好事例誌の配付、施設の見学等の実施 障害内容の理解と必要な作業上の留意点を指示 地域の福祉活動に参加	5 2 2 1 1 1 1
障害者への教育・訓練	16	40.0%	OJTを基本にした職場教育 サークル活動、グループ別のミーティング・研修 先輩や上司がマンツーマンで実務指導 早い時期に適所を見けるため、各職場を廻らせる ビデオを利用した訓練を実施 安全教育の実施 作業内容の個別反復指導 作業方法や作業手順を反復指導 社内評価制度に基づき基礎教育から訓練 障害者合同研修会、障害別専門部会の開催 職場へ適応できるよう計画的、段階的に指導 先輩や上司が実務指導	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1

【体幹 3級 総括表】

体幹障害3級

事務的職業の場合 (人数35人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	21	60%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	17	49%
2 労働条件への配慮	12	34%	残業の規制	5	14%
3 障害者への教育・訓練	11	31%	OJTを基本にした職場教育	4	11%
4 通勤への配慮	11	31%	社外のワープロ教室やコンピュータ教室を受講 自家用自動車通勤を許可 自宅に近い職場(支店や現場)に配属	2	6%
5 健康管理への配慮	10	29%	年2回定期健康診断 医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	4	11%
6 管理職及び職員の教育、啓蒙	9	26%	行政等の実施する研修、講習会に参加	2	6%
7 便所の改善	7	20%	障害者用トイレの設置	6	17%
8 家族との連携	6	17%	電話、文書等で連絡、連携を図る	4	11%
9 玄関等のアプローチの改善	5	14%	段差の解消(スロープの設置等)	3	9%
10 勤務時間	4	11%	フレックスタイム制	4	11%
11 建物に関する他の改善	4	11%	エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等)	3	9%
12 室内出入口の改善	4	11%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	2	6%
13 廊下・通路の改善	4	11%	段差の解消(スロープの設置等)	2	6%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

電話、文書等で連絡、連携を図る(家族との連携)
 段差の解消(スロープの設置等)(廊下・通路の改善)
 ドアへの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)(室内出入口の改善)
 エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等)(建物に関する他の改善)
 フレックスタイム制(勤務時間)
 避難時の介助者の指定(避難施設の改善)
 高低回転が自由にできる椅子を支給(作業テーブル・台・机の改善)
 坐高に応じたテーブル、机、台の設置(作業テーブル・台・机の改善)
 重量物の運搬はさせない(作業工程の改善)
 身体上、仕事が負担とならない様に配慮(作業工程の改善)
 社宅を障害者用に改造(階段手すり、便所・洗面所、浴場等)(住宅への配慮)
 歩行に危険がないように通路を整理した(安全設備の改善)

[体幹 3級 詳細表]

体幹障害3級

事務的職業

件数 132

人数 35

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	31			
便所の改善	7	20.0%	障害者用トイレの設置 会社の建物は設計時から考慮。独身寮の便所改善実施。 最新建家は全フロア、それ以外は建家に1カ所身障者専用便所設置 手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置	4 1 1 1
玄関等のアプローチの改善	5	14.3%	段差の解消(スロープの設置等) 保安係員等による迅速な人員対応	4 1
廊下・通路の改善	4	11.4%	段差の解消(スロープの設置等) 手すりの設置 余裕をもって移動できる通路の確保	2 1 1
室内出入口の改善	4	11.4%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 段差の解消(スロープの設置等) 配線コード等の障害物の排除	2 1 1
駐車施設の改善	3	8.6%	専用駐車場の設置 専用の駐車スペースを確保	2 1
避難施設の改善	2	5.7%	避難経路図の掲示及び避難誘導灯の設置 避難時の介助者の指定	1 1
休憩・休養室等の改善	2	5.7%	1Fに専用の休憩室を設置 休憩室・静養室の設置	1 1
建物に関する他の改善	4	11.4%	エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等) 階段に手摺を設置 寮の洗面所、浴場等を改造	2 1 1
作業の改善	9			
作業テーブル・台・机の改善	2	5.7%	高低回転が自由にできる椅子を支給 坐高に応じたテーブル、机、台の設置	1 1
作業工程の改善	2	5.7%	重量物の運搬はさせない 身体上、仕事が負担とならない様に配慮	1 1
安全設備の改善	1	2.9%	歩行に危険がないように通路を整理した	1
就労機器(事務機器)の改善	1	2.9%	OA機器(パソコン、ワープロ等)の導入	1
新規に職域を拡大	3	8.6%	就労可能な領域を他の仕事から分離し、本人の責任感を醸成 法務特許事務。 目下DTPによる名刺作成業務をさせるべく検討、推進中	1 1 1
その他の労働環境への配慮	96			
勤務時間	4	11.4%	フレックスタイム制 ラッシュ時の事故防止のため遅刻早退を許可	3 1

[体幹 3級 詳細表]

通勤への配慮	11	31.4%	自家用自動車通勤を許可	5
			自宅に近い職場(支店や現場)に配属	2
			タクシーを利用	1
			勤務地に近い独身寮を優先的に提供	1
			通勤用送迎バスを使用	1
			入社後1ヶ月間、通勤のための訓練を実施	1
住宅への配慮	2	5.7%	社宅を障害者用に改造(階段手すり、便所・洗面所、浴場等)	1
			住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
家族との連携	6	17.1%	電話、文書等で連絡、連携を図る	3
			会社の行事に家族を招待	1
			緊急時の連絡体制の確立(連絡先の登録等)	1
			連絡網の整備	1
相談員、カウンセラーの配置	3	8.6%	障害者職場生活相談員の選任、配置	1
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	1
			専任のカウンセラーを配置	1
健康管理への配慮	10	28.6%	年2回定期健康診断	4
			医師、保健婦等による健康談話の聴取	2
			過度の業務の回避	1
			健康管理センターを設置し診察相談を実施	1
			産業医が障害の内容を把握しているので、定期検査時に相談	1
			人間ドックの実施	1
労働条件への配慮	12	34.3%	残業の規制	5
			外部出向から事務集中部へ転属	1
			休憩時間を十分とるように配慮	1
			重量物運搬等、体力を要する作業の規制	1
			障害が影響しない業務に配属	1
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	1
			年休消化のすすめ	1
			能力・体力に応じた職場配置。	1
コミュニケーションへの配慮	21	60.0%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	17
			できるだけ健常者と同様に扱うよう配慮する	2
			休憩時間等を利用して、時々話し合う。	1
			身体障害者に対する全従業員の理解と親密な交流の促進	1
職場介助者等作業補助者の配置	2	5.7%	職場長や同僚が必要に応じて作業補助を行なう	2
管理職及び職員の教育、啓蒙	9	25.7%	行政等の実施する研修、講習会に参加	6
			ミーティング等で、障害者理解を促進	1
			体調等健康面への配慮を怠らないよう指示	1
			本人との個別面談の実施	1
障害者への教育・訓練	11	31.4%	OJTを基本にした職場教育	4
			社外のワープロ教室やコンピュータ教室を受講	2
			安全教育の実施	1
			基本業務知識の教育を個別に実施	1
			業務についての研修会を実施	1
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導。	1
			先輩や上司が実務指導	1
			1年に2回の個別面談の実施	1

【体幹 3級 総括表】

体幹障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合（人数33人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	18	55%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	17	52%
2 障害者への教育・訓練	12	36%	OJTを基本にした職場教育	2	6%
			指導員をつけ作業を習得するまで指導	2	6%
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導	2	6%
3 通勤への配慮	8	24%	自家用自動車通勤を許可	2	6%
			駐車場の確保	2	6%
4 家族との連携	7	21%	電話、文書等で連絡、連携を図る	4	12%
			会社の行事に家族を招待	2	6%
5 労働条件への配慮	7	21%	残業の規制	4	12%
6 廊下・通路の改善	6	18%	手すりの設置	3	9%
			余裕をもって移動できる通路の確保	2	6%
7 健康管理への配慮	5	15%	時間内通院の許可	3	9%
8 管理職及び職員の教育、啓蒙	5	15%	ミーティング等で、障害者理解を促進	2	6%
9 安全設備の改善	4	12%	各機械の操作に二重の安全装置を取りつける	2	6%
10 玄関等のアプローチの改善	4	12%	段差の解消（スロープの設置等）	4	12%
11 相談員、カウンセラーの配置	4	12%	障害者職場生活相談員の選任、配置	4	12%
12 便所の改善	4	12%	障害者用トイレの設置	2	6%
			洋式トイレの設置	2	6%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

社屋に近い場所に駐車場（駐車スペース）を設置（駐車施設の改善）
 ドアへの改善（自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等）（室内出入口の改善）
 坐高に応じたテーブル、机、台の設置（作業テーブル・台・机の改善）

[体幹 3級 詳細表]

体幹障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 101
人数 33

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	21			
便所の改善	4	12.1%	障害者用トイレの設置 洋式トイレの設置	2 2
玄関等のアプローチの改善	4	12.1%	段差の解消(スロープの設置等)	4
廊下・通路の改善	6	18.2%	手すりの設置 余裕をもって移動できる通路の確保 エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等)	3 2 1
室内出入口の改善	2	6.1%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	2
駐車施設の改善	3	9.1%	専用駐車場の設置 社屋に近い場所に駐車場(駐車スペース)を設置	2 1
建物に関する他の改善	2	6.1%	エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等)	2
作業の改善	10			
作業テーブル・台・機の改善	2	6.1%	坐高に合ったテーブル、机、台の設置	2
作業工程の改善	2	6.1%	作業能力向上のため、多種の工程を経験させる	2
安全設備の改善	4	12.1%	各機械の操作に二重の安全装置を取りつける スイッチ上部に赤色のランプ表示 歩行速度が遅いため出入口に近い所で就労させる	2 1 1
就労機器(製造部門機器)の改善	2	6.1%	スナップ付けミシンの購入 ドライバーの下部にスカーフを取りつける	1 1
その他の労働環境への配慮	80			
通勤への配慮	8	24.2%	通勤手当の支給 自家用自動車通勤を許可 駐車場の確保 自宅に近い職場(支店や現場)に配属 従業員の車や社用車で送迎 専用駐車場の設置	1 2 2 1 1 1
住宅への配慮	2	6.1%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	2
家族との連携	7	21.2%	電話、文書等で連絡、連携を図る 会社の行事に家族を招待 入社後一定期間、家庭との連携を密にした	4 2 1
相談員、カウンセラーの配置	4	12.1%	障害者職場生活相談員の選任、配置	4
健康管理への配慮	5	15.0%	時間内通院の許可 医師、保健婦等による健康相談の実施 家族との連携を密にし健康管理に配慮	3 1 1
労働条件への配慮	7	21.2%	残業の規制 障害が影響しない業務に配属	4 1

〔体幹 3級 詳細表〕

			入社時に労働条件について充分説明し、納得の上で就労させている	1
			能力・体力に応じた職場配置	1
コミュニケーションへの配慮	18	54.5%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 障害者が自由に意見を言えるムードづくりに配慮	17 1
職場介助者等作業補助者の配置	2	6.1%	職場長や同僚が必要に応じて作業補助を行なう	2
管理職及び職員の教育、啓蒙	5	15.2%	ミーティング等で、障害者理解を促進 系列部門所属長への適時啓蒙活動 行政等の実施する研修、講習会に参加 職場定着推進チームによる所属職員に対する啓蒙、教育	2 1 1 1
障害者への教育・訓練	12	36.4%	OJTを基本にした職場教育 指導員をつけ作業を習得するまで指導 先輩や上司がマンツーマンで実務指導 ボール盤の簡単なドリリング及びタッピング作業のマニュアル作成 教育指導担当者を決め、教育スケジュールに基き、技術習得させた 業務についての研修会を実施 実地指導(安全衛生指導員による)を随時実施 重度障害者職場適応措置の実施 障害による負担がないように配慮	2 2 2 1 1 1 1 1

【体幹 5級 総括表】

体幹障害5級

事務的職業の場合 (人数42人 件数115件)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	19	45%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	18	43%
2 管理職及び職員の教育、啓蒙	15	36%	行政等の実施する研修、講習会に参加 本人との個別面談の実施	3	7%
3 相談員、カウンセラーの配置	12	29%	障害者職場生活相談員の選任、配置 何かあれば上司経由で人事に連絡が入るようにしている	7	17%
4 障害者への教育・訓練	8	19%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	5	12%
5 労働条件への配慮	8	19%	残業の規制	5	12%
6 家族との連携	7	17%	緊急時の連絡体制の確立(連絡先の登録等)	4	10%
7 通勤への配慮	7	17%	自家用自動車通勤を許可	4	10%
8 便所の改善	7	17%	障害者用トイレの設置	6	14%
9 玄関等のアプローチの改善	6	14%	段差の解消(スロープの設置等)	6	14%
10 健康管理への配慮	6	14%	(医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施等)		
11 休憩・休養室等の改善	4	10%	1Fに専用の休憩室を設置	3	7%
12 室内出入口の改善	4	10%	段差の解消(スロープの設置等)	3	7%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

社屋に近い場所に駐車場(駐車スペース)を設置(駐車施設の改善)
 坐高に応じたテーブル、机、台の設置(作業テーブル・台・机の改善)

[体幹 5級 詳細表]

体幹障害5級

事務的職業

件数 115

人数 42

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	24			
便所の改善	7	16.7%	障害者用トイレの設置 手摺の設置	6 1
玄関等のアプローチの改善	6	14.3%	段差の解消(スロープの設置等)	6
室内出入口の改善	4	9.5%	段差の解消(スロープの設置等) ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	3 1
駐車施設の改善	1	2.4%	社屋に近い場所に駐車場(駐車スペース)を設置	1
休憩・休養室等の改善	4	9.5%	足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む) 1Fに専用の休憩室を設置	1 3
建物に関する他の改善	2	4.8%	エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等) 階段に手摺を設置	1 1 0
作業の改善	4			
作業テーブル・台・機の改善	1	2.4%	坐高に応じたテーブル、机、台の設置	1
新規に職域を拡大	3	7.1%	パソコン・ワープロの操作 単純労務より徐々に、複雑な職務へ拡大してきている。 入荷作業から出荷作業に変更	1 1 1
その他の労働環境への配慮	103			
勤務時間	2	4.8%	フレックスタイム制 労働時間短縮	1 1
通勤への配慮	7	16.7%	自家用自動車通勤を許可 ラッシュ・アワーを避けた勤務時間の設定 自宅に近い職場(支店や現場)に配属 駐車場の確保	4 1 1 1
住宅への配慮	1	2.4%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
家族との連携	7	16.7%	緊急時の連絡体制の確立(連絡先の登録等) 電話、文書等で連絡、連携を図る 連絡網の整備	4 2 1
相談員、カウンセラーの配置	12	28.6%	障害者職場生活相談員の選任、配置 何かあれば上司経由で人事に連絡が入るようにしている 指導員を決め、業務の手順、業務内容の解説相談に応じる 相談員が定期的に職場に出向きコミュニケーションを図る	7 3 1 1
健康管理への配慮	6	14.3%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 看護婦の常駐 職務内容を決定する際に主治医から意見を聴取 年2回定期健康診断 必要や要望があれば定期健康診断の回数・項目を追加	2 1 1 1 1
労働条件への配慮	8	19.0%	残業の規制	5

[体幹 5級 詳細表]

			能力・体力に応じた職場配置。	2
			重量物運搬等、体力を要する作業の規制	1
コミュニケーションへの配慮	19	45.2%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	18
			身体障害者に対する全従業員の理解と親密な交流の促進	1
職場介助者等作業補助者の配置	2	4.8%	数人のグループによる業務推進を行っており、互に援助し合っ てい	1
			特定の社員を作業指導員として配置	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	15	35.7%	行政等の実施する研修、講習会に参加	3
			本人との個別面談の実施	3
			ミーティング等で、障害者理解を促進	2
			安全衛生面の配慮の徹底	1
			系列部門所属長への適時啓蒙活動	1
			障害の内容・程度に応じて業務を分担するように指示	1
			障害者に関する刊行物等の購読	1
			障害者の雇用管理全般について特性に配慮した積極的対応を 啓蒙	1
			職場定着推進チームによる所属職員に対する啓蒙、教育。	1
			体調等健康面への配慮を怠らないよう指示	1
障害者への教育・訓練	8	19.0%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導。	3
			OJTを基本にした職場教育	2
			先輩や上司が実務指導	2
			業務についての研修会を実施	1

【体幹 5級 総括表】

体幹障害5級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合（人数85人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	18	21%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	17	20%
2 障害者への教育・訓練	12	14%	(OJT、マンツーマン指導等)		
3 通勤への配慮	8	9%	(自家用自動車通勤の許可、駐車場の確保等)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- 手すりの設置 (廊下・通路の改善)
- 余裕をもって移動できる通路の確保 (廊下・通路の改善)
- 洋式トイレの設置 (便所の改善)
- 段差の解消 (スロープの設置等) (玄関等のアプローチの改善)
- 歩行速度が遅いため出入口に近い所で就労させる (安全設備の改善)
- 社屋に近い場所に駐車場 (駐車スペース) を設置 (駐車施設の改善)
- ドアの改善 (自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) (室内出入口の改善)
- 坐高に応じたテーブル、机、台の設置 (作業テーブル・台・机の改善)

〔体幹 5級 詳細表〕

体幹障害5級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 101
人数 85

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	21			
便所の改善	4	4.7%	障害者用トイレの設置 洋式トイレの設置	2 2
玄関等のアプローチの改善	4	4.7%	段差の解消(スロープの設置等)	4
廊下・通路の改善	8	7.1%	エレベータに関する配慮(優先使用、来客用の使用許可等) 手すりの設置 余裕をもって移動できる通路の確保	3 3 2
室内出入口の改善	2	2.4%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	2
駐車施設の改善	3	3.5%	専用駐車場の設置 社屋に近い場所に駐車場(駐車スペース)を設置	2 1
作業の改善	10			
作業テーブル・台・机の改善	2	2.4%	坐高に応じたテーブル、机、台の設置	2
作業工程の改善	2	2.4%	作業能力向上のため、多種の工程を経験させる	2
安全設備の改善	4	4.7%	各機械の操作に二重の安全装置を取りつける スイッチ上部に赤色のランプ表示 歩行速度が遅いため出入口に近い所で就労させる	2 1 1
就労機器(製造部門機器)の改善	2	2.4%	スナップ付けミシンの購入 ドライバーの下部にスカーフを取りつける	1 1
その他の労働環境への配慮	80			
通勤への配慮	8	9.4%	自家用自動車通勤を許可 駐車場の確保 自宅に近い職場(支店や現場)に配属 従業員の車や社用車で送迎 専用駐車場の設置 通勤手当の支給	2 2 1 1 1 1
住宅への配慮	2	2.4%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	2
家族との連携	7	8.2%	電話、文書等で連絡、連携を図る 会社の行事に家族を招待 入社後一定期間、家庭との連携を密にした	4 2 1
相談員、カウンセラーの配置	4	4.7%	障害者職場生活相談員の選任、配置	4
健康管理への配慮	5	5.9%	時間内通院の許可 医師、保健婦等による健康談話の聴取 家族との連携を密にし健康管理に配慮	3 1 1
労働条件への配慮	7	8.2%	残業の規制 障害が影響しない業務に配属 入社時に労働条件について充分説明し、納得の上で就労させている 能力・体力に応じた職場配置	4 1 1 1

[体幹 5 級 詳細表]

コミュニケーションへの配慮	18	21.2%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 障害者が自由に意見を言えるムードづくりに配慮	17 1
職場介助者等作業補助者の配置	2	2.4%	職場長や同僚が必要に応じて作業補助を行なう	2
管理職及び職員の教育、啓蒙	5	5.9%	ミーティング等で、障害者理解を促進 系列部門所属長への適時啓蒙活動 行政等の実施する研修、講習会に参加 職場定着推進チームによる所属職員に対する啓蒙、教育	2 1 1 1
障害者への教育・訓練	12	14.1%	OJTを基本にした職場教育 指導員をつけ作業を習得するまで指導 先輩や上司がマンツーマンで実務指導 ボール盤の簡単なドリリング及びタッピング作業のマニュアル作成 教育指導担当者を決め、教育スケジュールに基き、技術習得させた 業務についての研修会を実施 実地指導(安全衛生指導員による)を随時実施 重度障害者職場適応措置の実施 障害による負担がないように配慮	2 2 2 1 1 1 1 1 1

[体幹 6級 詳細表]

体幹障害6級
事務的職業

件数 13
人数 2

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	13			
住宅への配慮	1	50.0%	個人別社宅を規定の中で貸与している	1
家族との連携	1	50.0%	緊急時を含めた連絡網を整備	1
相談員、カウンセラーの配置	2	100.0%	指導員を決め、業務の手順、業務内容の解説相談に応じる 障害者職業生活相談員2名を事業内に常置	1 1
健康管理への配慮	1	50.0%	定期健康診断に加え必要や要望があれば追加(回数・項目)を考慮	1
労働条件への配慮	2	100.0%	残業は極力避けるようにする 本人の適性要望等を考慮しながら、健常者と同じ条件としている	1 1
コミュニケーションへの配慮	1	50.0%	イベントを企画し参加を促す	1
職場介助者等作業補助者の配置	2	100.0%	グループによる業務推進活動の中で援助し合っている 同じ業務者を随行させ、業務指導と補助を図る	1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	50.0%	社会的雇用責任必要性の理解と暖かく迎える協力要請をしている	1
障害者への教育・訓練	2	100.0%	業務についての研修会を実施 職場での実作業経験やOJTなど	1 1

[体幹 6級 詳細表]

体幹障害6級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 2
人数 4

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	2			
労働条件への配慮	1	25.0%	最賃以上支給	1
コミュニケーションへの配慮	1	25.0%	親睦会の参加	1